

転園申込書

向日市福祉事務所長 様

令和 9 年度も引き続き、保育所等の利用を希望しますので次のとおり書類を提出します。保育の必要性の状態や所得状況について、福祉事務所が公簿や個人番号（マイナンバー）等で確認することに同意します。本申請内容及び所得状況に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

住所 向日市 町

保護者氏名

※①本用紙②父の要件確認書類③母の要件確認書類④健康調査表⑤その他（あれば）の順にホッチキスで左上をとめてください

入所児童名	氏 名	生年月日		性別	連絡先	父	
	ふりがな	令和	年 月 日	男 ・ 女		母	
在籍施設名			保育の 必要量	☐ 保育短時間認定 ☐ 保育標準時間認定		※令和 9 年 3 月時点から変更される場合は、3 月 2 0 日までに変更届の提出をお願いします。 ※年度途中は記入不要です。	
転園を「希望する」場合のみ記載	第 1 希望：			第 8 希望：			
	第 2 希望：			第 9 希望：			
	第 3 希望：			第 1 0 希望：			
	第 4 希望：			第 1 1 希望：			
	第 5 希望：			第 1 2 希望：			
	第 6 希望：			第 1 3 希望：			
	第 7 希望：			第 1 4 希望：			
区分	ふりがな 氏 名	入所児童との 続柄	生年月日 (和暦)	性別	勤務先・学校 (令和 9 年 4 月時点)	同居・別居	備 考
同居者全員（世帯同・別問わず） 別居の世帯員（単身赴任）			昭 平 令 ・ ・	男・女		同・別	
			昭 平 令 ・ ・	男・女		同・別	
			昭 平 令 ・ ・	男・女		同・別	
			昭 平 令 ・ ・	男・女		同・別	
			昭 平 令 ・ ・	男・女		同・別	
			昭 平 令 ・ ・	男・女		同・別	
生活保護の状況	有	兄弟姉妹 2 人以上の申込者はいずれかを選択してください。	☐ 本児のみでも入所を希望する				
同居者の障害者手帳 療育手帳の有無 特別児童扶養手当の受給	有		☐ 別々の保育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を下げてでも同園希望				
ひとり親世帯	該当		☐ 別々の保育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を優先する				
			☐ 同じ保育所での同時入所を希望する				
通勤手段 通勤時間	父	公共交通機関・車・バイク・自転車・徒歩・その他（ ） 往復 分					
	母	公共交通機関・車・バイク・自転車・徒歩・その他（ ） 往復 分					

確認事項

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、署名してください。

- ☐ 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されません。
- ☐ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取消します。
- ☐ 利用申込中に保護者の認定事由に変更があった場合は、保育の必要性を認定する指数が変更となる可能性がありますので、速やかに子育て支援課へ変更後の書類を提出してください。
(児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保育を必要とする事由（就労、疾病等）に変更があった場合・保護者が育児休業を取得する場合等)
- ☐ 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動の後に就労開始する等）がない場合は、認定期間の満了日の属する月末日をもって退所（保育の実施解除）とします。
- ☐ 本申請内容については、転園決定施設に提供いたします。
- ☐ 適正な保育を実施するため、保育所（園）等及び関係部署等から、児童の登園状況・健康状況・入所要件確認のための情報等を収集する場合があります。また保育所（園）等からの求めに応じ情報を提供する場合があります。
- ☐ 適正な保育を実施するため、保護者の就労証明書等の内容について、勤務先等に確認をする場合があります。
- ☐ 転園先への入所が決定した場合は、元の保育所等へも新規入所者を案内するため、辞退することや、転園後に元の施設へ戻ることはできません。
- ☐ 申し込み順ではなく、保育の必要性認定・指数（優先順位）の高い児童から入所の決定をします。ただし、入所定員などの関係で第2希望以降の施設へ入所承諾させていただく場合や、待機となる場合があります。申込書に記入されている希望施設の中で利用調整を行いますので、空きがあった場合でも、記入のない施設を案内することはできません。
- ☐ 保育料の納付に関して、受益者負担の公平性を確保するために、保育料を納付されていない人を対象に向日市から支払う児童手当の各支払期（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に、保育料を児童手当から直接徴収(特別徴収)を行う場合があります。
(実施対象者には、児童手当支払日前に特別徴収通知書を送付します。)
また、保育料等に滞納がある場合、退所（保育の実施解除）となる可能性があります。

以上確認のうえ、署名します。

令和 年 月 日 保護者氏名_____